

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆたか保育会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬は支給しない。

(報酬の支給額)

第4条 役員等に支給する報酬の額は、別表第1に定める額とする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、その都度通貨をもって本人に支給する。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月の定時評議員会の終結の時から施行する。

別表第1 (第4条関係)

職 名	内 容	日 額
理 事	理事会等会議への出席	5,500円
監 事	会議への出席、監事監査への出席	5,500円
評 議 員	評議員会への出席	5,500円